

3 人乗り自転車貸出事業について

(令和6年度)

子育て支援課 子育て支援係

○制度・概要

本事業は、幼児2人以上いる子育て家庭を支援するために、安全基準を満たした3人乗り自転車の貸出しをするものです。

3人乗り自転車が一般の自転車に比べて高額であり、購入するには各家庭の経済的負担が大きいことや、使用期間も満1歳から小学校就学の始期に達するまでの子に限られていることなどから実施をしています。

○貸出自転車等

電動アシスト付き3人乗り自転車（後部チャイルドシート装備済み）

○貸出対象者

次の要件を満たす方

- ・市内に居住し、住民登録がされていること。
- ・令和6年4月1日時点で次の前後チャイルドシート使用条件を満たす幼児を2人以上（前後チャイルドシート使用条件に該当する幼児それぞれ1人以上）養育していること。

前部チャイルドシート使用条件：満1歳以上4歳未満、体重15kg以下、身長100cm以下

後部チャイルドシート使用条件：満1歳から小学校就学の始期に達するまで、体重8kg以上22kg以下、身長70cm以上115cm以下

- ・自転車の適正な保管場所があり、管理できること。
- ・貸出期間の負担金を事前納付できること。
- ・貸出時、自転車の安全運転における説明を受けること。

○利用負担金

1台 1か月あたり 1,500円

貸出前に貸出期間分の負担金を一括でお支払いしていただきます。負担金は第二種TSマーク付帯保険料金、自転車の整備に要する費用として、タイヤやバッテリー等の消耗品の交換等にあてさせていただきます。

○貸出期間

令和6年度の貸出しは、4月以降随時貸出します。貸出期間は、新規に貸出しを受ける方については利用開始日から翌年度末まで、また、前年度から継続で貸出しを受ける方については利用開始日から年度末までとなります。ただし、幼児が前後チャイルドシート使用条件を満たさなくなった場合は、ご返却いただきます（年齢到達により使用条件を満たさなくなった場合は、当該幼児の誕生日の前日までとなります。）。

○申込み・利用方法（申込から返却までの流れ）

- ① 3人乗り自転車の貸出しを受けようとする方は、下記記載のQRコードまたはURLより申請をするか、「3人乗り自転車貸出申込書」に必要事項を記入し、添付書類とともに子育て支援課に提出（郵送可）してください。ただし、「同意書」（「3人乗り自転車貸出申込書」の記載内容について、添付書類に代えて市が保管する公簿等によって確認する旨の同意書）の提出がある場合、添付書類の提出は不要です。

URL:<https://logoform.jp/f/w3hPX>



※添付書類：自転車を利用する者及び自転車に同乗する者の氏名、住所、生年月日等が確認できる健康保険証や住民票など

- ② 貸出台数を超えた応募があった場合は、抽選によって貸出しする方を決定します。抽選にもれた場合は補欠として登録し、年度途中で返却があった場合に補欠登録順に貸出しを行います。
- ③ 申請者には、貸出利用の可否を通知します。
- ④ 利用者は、郵送される納付書を使用し、貸出しまでに最寄りの金融機関窓口で負担金を支払います。納付書兼領収書は保管しておいてください。
- ⑤ 利用者は、安全講習会に出席していただきます。
- ⑥ 利用者は、領収書を持参し、子育て支援課にて3人乗り自転車の貸出しを受けます。
- ⑦ 3人乗り自転車を返却する場合は、「3人乗り自転車返却申出書」を提出し、子育て支援課に自転車を返却します。

○遵守事項

- ① 安全運転を心掛け、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他関係法令を遵守するとともに安全講習会に参加すること。
- ② 貸出しを受けた自転車について、改造、譲渡及び転貸を行わないとともに盗難の防止に努めるほか、適正に管理すること。
- ③ 自転車を運転する際は、必ずヘルメットを着用し、同乗者についても必ずヘルメットを着用させ、自転車に乗る者全員の安全確保に努めること。
- ④ 貸出しを受けた自転車の定期点検について、市の指示があった場合には、市の指定する日までに自転車店に自転車を持ち込み、点検を受け、かつ、TSマークの貼付を受けること。
- ⑤ 貸出しを受けた自転車に係る事故が発生したときには、事故の大小に

かかわらず警察署に届ける等法令上の所為をとるとともに、直ちに事故の状況を市長に報告し、市長の指示に従うこと。

- ⑥ 貸出しをする自転車の盗難が発生したとき、その他の被害を受けたときは、直ちに警察署に通報し、盗難届受理証明書等の交付を受けるとともに、被害状況を市長に報告し、市長の指示に従うこと。

※上記遵守事項が守られない場合、3人乗り自転車の貸出しはできません。

○ Q & A

Q 1 市外転出する場合はどうなりますか？

A 貸出中止となりますので、「3人乗り自転車返却申出書」及び「3人乗り自転車貸与負担金還付申請書」を提出してください。提出後、自転車返却日の翌月分から、利用されなかった期間の負担金を返還します。ただし、日割り計算はできません。なお、主な利用者及び幼児以外が転出する場合は、継続して3人乗り自転車を利用することができます。

Q 2 市内転居する場合はどうなりますか？

①転居先においても3人乗り自転車の保管場所が確保できる場合

A 継続して3人乗り自転車を利用することができます。「3人乗り自転車貸出変更届出書」を提出してください。

②転居先において3人乗り自転車の保管場所が確保できない場合

A 貸出中止となりますので、「3人乗り自転車返却申出書」及び「3人乗り自転車貸与負担金還付申請書」を提出してください。提出後、自転車返却日の翌月分から、利用されなかった期間の負担金を返還します。ただし、日割り計算はできません。

Q 3 貸出台数を超えた応募があった場合の抽選はどのように行いますか？

A 貸出台数を超えた応募があった場合は、無作為の抽選を行い、利用者及び貸出時期を決定します。抽選にもれた方は、抽選により順位付けをし、補欠として登録します。

Q 4 補欠登録者が貸出しを受けることができるのはどのような場合ですか？

A 貸出途中で返却があった場合に貸出しをすることができます。この場合、補欠登録上位者から順に貸出しの希望を伺い、貸出者を決定します。

Q 5 3人乗り自転車の貸出しを中止したい場合はどうすればよいですか？

A 「3人乗り自転車返却申出書」及び「3人乗り自転車貸与負担金還付申請書」を提出してください。提出後、自転車返却日の翌月分から、利用されなかった期間の負担金を返還します。ただし、日割り計算はできません。貸出中止の理由として、「転出」、「自動車を利用することになった」、「3人乗り自転車を取得した」などが考えられます。

Q 6 返却の際は、どのようにすればよいですか？

A 返却の際は、「3人乗り自転車返却申出書」の提出とともに、貸出していた自転車本体や全ての備品（バッテリー充電器等）を清掃し、返却期日までに子育て支援課に返却してください。また、利用者自身で準備された備品（キーホルダー等）については、全て外した状態で返却してください。返却日時は原則として開庁時間内とさせていただきますが、どうしても都合が合わない場合は、事前に子育て支援課にご相談ください。

○問合せ・申請書提出先

ふじみ野市こども・元気健康部子育て支援課（本庁舎2階）

住所：〒356-8501 ふじみ野市福岡1-1-1

電話番号：049-262-9033（直通）